

議案第62号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

平成30年11月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第10条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第13条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第13条の2第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

（環境性能割の減免）

第25条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車のうち、必要があると認めるものに対して申請により環境性能割を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの
- (3) 災害があった場合において、特に減免を必要とするもの
- (4) 公益のため直接に専用すると認めるもの
- (5) 前各号のほか、特別の理由があると認めるもの

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第26条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第27条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第28条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「法第442条の2第2項」を「法第444条第1項」に改める。

第29条の見出し及び同条中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1号中「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）」を「身体障害者」に、「精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）」を「精神障害者」に改め、「で年齢18歳未満のもの」を削り、「当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に、「生活をする者」を「構成される世帯の者」に改め、「のうち、必要があると認めるもの」を削る。

第30条第2項第3号中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第38条第1項第2号中「法第328条の7」の次に「、法第454条」を加える。

附則第34項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第37項とする。

附則第33項中「附則第30項」を「附則第33項」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第32項中「附則第29項」を「附則第32項」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第31項中「附則第28項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第34項とし、附則第28項から第30項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第27項の前の見出し中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え、同項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定」を「最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定」に、「第27項の4」を「第36項」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第30項とし、附則第26項の次に次の3

項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

27 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

28 当分の間、第25条の規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

29 市長は、当分の間、第25条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 改正後の逗子市市税条例(以下「新条例」という。)第10条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

3 新条例第13条及び第13条の2第1項各号の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽

自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 逗子市市税条例の一部を改正する条例（平成26年逗子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例附則第27項」を「逗子市市税条例の一部を改正する条例（平成30年逗子市条例第 号）の規定による改正後の逗子市市税条例（以下「平成30年新条例」という。）附則第30項」に改める。

附則第7項の表以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第26条第2号ア」を「平成30年新条例第26条第2号ア」に、「新条例附則第27項」を「平成30年新条例附則第30項」に、同項の表中「新条例第26条第2号ア」を「平成30年新条例第26条第2号ア」に、「新条例附則第27項」を「平成30年新条例附則第30項」に改める。

(逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後の逗子市市税条例の一部を改正する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等の公布に伴い、法人の市民税における法人税割の税率の改正、軽自動車税の環境性能割の創設に伴う関係規定の整備等、改正の要あるため提案する。